

平成29年度随意契約情報(使用料・賃借料)総務部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	IT・改革	IT・改革	情報基盤整備グループ	西日本電信電話 株式会社	サーバ機器等のハウジングサービス	20170401	20180331	35,159,328	特例政令第11条1項第2号	既に調達をした業務(ハウジングサービス)に継続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に契約した業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
2	庁舎	庁舎管理	車両管理グループ	オムロンクレジットサービス 株式会社	タクシーチケット供給等業務及び経費の支出について	20170401	20180331	28,900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業者が特定の者(公募により選定された業者)でなければ実施することができないものであるため
3	庁舎	庁舎管理	車両管理グループ	資金前渡職員 総務部 庁舎室	ETCスルーカード(マイレージサービス)の利用に係る経費	20170401	20180331	5,001,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業者(ETCカードによる有料道路の料金精算・支払)に関して府が必要とする諸条件(親カード、年会費を必要としない。ETCカードに係る契約実績がある。)を満たしている者でなければできないものであるため
4	庁舎	庁舎管理	庁舎保全グループ	日本放送協会	平成29年度 日本放送協会放送受信料	20170401	20180331	2,072,522	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	放送法第64条の規定により日本放送協会との受信契約及び受信料支払いが義務付けられているため
5	市町村	市町村	総務グループ	愛のタクシーチケット 株式会社	タクシー借上料			1,800,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業者が特定の者でなければ実施することができないものであるため。
6	庁舎	庁舎管理	車両管理グループ	株式会社 レックスリース	公用自動車(アルファード2台)の賃貸借契約	20170904	20180903	1,526,688	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため
7	IT・改革	IT・改革	情報基盤整備グループ	富士通リース 株式会社 関西支店	大阪府職員端末機(平成24年度12月調達分)の賃貸借(再リース)	20171201	20181130	3,032,640	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため
総務部(使用料・賃借料)						H29. 4~5月	4 件	71,132,850 円		
						H29. 8~9月	2 件	3,326,688 円		
						H29. 10~11月	1 件	3,032,640 円		
						合計	7 件	77,492,178 円		